毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の所在地の変更

・県が発注する森林整備作業の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び 資格の審査の申請の時期及び方法等

・道路の区域変更(2件)

・土砂災害警戒区域の指定

・証紙売りさばき人の指定の一部改正

◎ 公告

・測量の実施(2件)

◎ 公安委員会告示

・駐車監視員資格者講習の実施

◎ 五島海区漁業調整委員会指示

・イカナゴ (カナギ) 撒餌釣漁業の制限

◎ 対馬海区漁業調整委員会指示

・漁業法の規定による遊漁のまき餌釣りの制限

・漁業法の規定によるあみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等 での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止 所管課(室)名

障害福祉課

森林整備室

道路維持課

砂防課

会 計 課

建設企画課

交通指導課

五島海区漁業調整委員会

対馬海区漁業調整委員会

//

告 示

長崎県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する自立支援医療機関(精神通院医療)から同法第64条の規定により、次のとおり名称・所在地等の変更の届出があった。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
親	あいず訪問看護ステーション山縣	変更なし	今和 4 年 11 日 1 日
IE	あいず訪問看護リハビリステーション佐世保	佐世保市山県町6番3号	令和4年11月1日

長崎県告示第792号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の 規定により、県が発注する森林整備作業(1の森林整備作業をいう。)の契約に係る競争入札(以下「競争入 札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに資格の審査(以下「資格 審査」という。)の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 森林整備作業

森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、植栽、間伐等の森林の育成に関する工事(作業道等の関連する工事を含む。)及び人集う里山づくり事業実施基準第3条第2項に定める森林整備の森林整備工事並びに県営林作業委託実施要領及び県営林間伐素材生産販売事業委託要領に定める県営林作業をいう。なお、従事職員とは、技術職員と技術職員を除いたその他職員を合わせた者をいう。

2 競争入札参加資格

競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- - ア 令第167条の4の規定により競争入札に参加することのできない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による長崎県知事の認定を受けた者
 - イ 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(昭和53年12月8日長崎県告示第975号)第1の2の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札の参加資格(土木工事一式又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。)を有し、長崎県内に本社又は本店を有する者
 - ウ 令第167条の4の規定により競争入札に参加することのできない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)以外の者で、法第5条第1項の規定による認定を受けた者
 - エ 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務 次官依命通達)第2の1の(1)の規定により認定された森林整備合理化計画の施業受託者である者。
- (2) 事業主又は常時雇用している者が、次のいずれかの資格名称に該当する者であること。
 - ア 林業普及指導員又は林業改良指導員

森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)

イ 技術士(森林部門)

技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(森林部門)の2次試験に合格した者

ウ 林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者

法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから、林業作業士、現場管理責任者又は統括現場管理責任者の認定を受けた者

エ 林業技士

一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

オ 林業に関する学科修了者

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、植栽、間伐等の森林の育成に係る業務について、1年に60日以上かつ5年以上(同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあっては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者

カ 実務経験10年以上の者

森林整備作業に係る業務について、1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者

キ 林業就業参入研修修了者

建設業の土木工事一式若しくは造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、かつ林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

(3) 森林整備作業の経験を有する従事職員を常時3人以上雇用しており、かつ当該職員のうち2人以上が労働

安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号又は第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者であること。

- 3 資格審査の申請の時期及び方法
 - (1) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。) を知事に提出しなければならない。
 - (郵送先) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課又は森林整備室
 - (2) 申請の時期は、令和5年1月4日から令和5年2月28日までとする。 申請期日以降についても申請は可能であり、その際の期日は令和6年9月30日までとする。
 - (3) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては誓約書(様式第2号)
 - イ 法第5条第1項の認定を受けた者にあっては、改善計画認定通知書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあっては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、森林整備合理化計画の施業受託者にあっては、森林整備合理化計画認定通知書の写し
 - ウ 2の(2)及び(3)に掲げる要件に該当する者であることを証する書類(様式第3号、様式第8号その他証明書の写し等)
 - エ 納税証明書(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収を猶予されている場合においては、納税証明書に替えて徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。)
 - 才 印鑑証明書
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類(添付の様式を参考に作成するもの とする。)
- 4 資格審査及び資格の有効期間
 - (1) 申請のあった資格要件を審査し、認定要件に該当する者は資格者名簿に登録し、申請者に通知する。
 - (2) 競争入札参加資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。 ただし、申請期日以降の申請に係るものは、資格認定の日から令和7年3月31日までとする。

様式第1号

※受付番号	※登録番号			※受	付

競争入札参加資格審查申請書

年 月 日

印

長崎県知事

様

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添え 申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 申請資格審査 申請する審査に○を記入

森林整備工事	
県営林作業	

2. 申請従事職員

				4	Ż.				称				等	Ę					人数	
従		事	F	J	職		員		の		娄	汝	(А)		人
												資	格	等	. (か	名	称		
																				人
(А)	0	う	ち	技	術	職	員	\mathcal{O}	数									
(Α)	の	う	5	安	全	衛	生	教	育	を	受	け	た	者	0	数		人

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 森林整備工事、県営林作業の両方の審査を申請する場合、両方に○をすること。 両審査で添付資料が重複する場合の提出は1部で良い
 - 3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二つ以上の資格等を有する場合には、そのうち主な1つの 資格等(林業技士、実務経験等)により記入すること。
 - 4 「A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育 (労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る)を受けた者の数を記 入する。

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

印

長崎県知事様

郵 便 番 号 申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

様式第3号

実務経験証明書

長崎県が発注する森林整備作業に係る競争入札に参加する者に必要な実務経験については、次のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

郵 便 番 号 住 所 商号又は名称 代表者氏名 電話・FAX番号

ふ氏	り	が	な名		証明者と被証明者との関係
	年	月	日	年 月 日 (歳)
				(T –)	
連	糸	各	先	住所 :	
				電話番号(自宅 :)
資			格	年 月 卒業 (学校名 :	学科 :)
				期間	勤務先及び職名実務経験の内容
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S·H·R 年 月~S·H·R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
実	務	経	験		
				S·H·R 年 月~S·H·R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				S・H・R 年 月~S・H・R 年 月	
				合 計 年 月	

- 注 1. 証明者は、会社もしくは森林組合等としてください。
 - 2. 本書は、資格者の「林業に関する学科修了者」及び「10年以上の実務経験者」について技術職員毎に別葉で記入する。
 - 3. 資格欄は、林業に関する学科修了者の場合に卒業年と学校名、学科を記入する。
 - 4. 実務経験欄は、森林整備作業に係る実務経験年数を記入のこと。
 - 5. 実務経験の内容は(記入例:治山事業・造林事業など)を記入する。
 - 6. 実務経験の「期間」欄には、実際にその業務に従事した期間を記入する。 (1年に60日以上かつ10年以上(林業に関する学科修了者においては、要件を満たす経験年数以上) の経験があることを確認できるように記載すること。)
 - 7. 林業に関する学科修了者の場合は、卒業証明書を添付すること。

(様式第4号)

白色申告者 (個人事業者) に係る財務関係明細書 (個人用)

貸借対照表

令和4年12月31日現在

単位:円

次 か	Ø ₩7	A 佳 次 士 の 並
資 産	の部	負債・資本の部
流動資産		流動負債
現金		支払手形
当座預金		買掛金
定期預金		短期借入金
その他の預金		未 払 金
受取手形		前払金
売 掛 金		預り金
有価証券		その他流動負債
棚卸資産		
前 払 金		固定負債
貸付金		長期借入金
その他の流動資産		その他固定負債
固定資産		
有形固定資産		
土 地		
建物・建物附属設備		
機械装置・車両運搬具		引 当 金
工具・器具・備品		貸倒引当金
その他有形固定資産		その他
121078 1120		
無形固定資産		
電話加入権		
その他無形固定資産		事業主借
		元入金
繰延資産		所得金額(損益計算書の以)
繰延費用		77114 (57 (57
1010 20114		
事業主貸		
丁 // 上 只		
 資産の部合計		負債・資本の部合計
貝性が即日司		ヌは 具分が加口口

損益計算書

(令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで)

単位:円

経常損益	
⑦ 売上金額(雑収入含む)	
(イ) 売上原価 (差引原価)	
(ウ) 差引金額(売上総損益)[(ブ) – (イ)]	
(工) 経費	
(オ) 差引金額 [(ヴ) - (エ)]	
各種引当金・準備金等	
(力) 繰戻額等 [(計) + (ク)]	
内訳 (中) 貸倒引当金	
(ク) その他	
内訳 臼 貸倒引当金	
(サ) 専従者給与	
(シ) その他	
(ス) 所得金額	
[(オ) + (カ) - (ケ)]	

様式第5号

使 用 印 鑑 届

(本社等が長崎県と取引する場合に使用する印鑑)

社 印	代表者印

上記の印鑑は、入札及び見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために 使用したいので届け出ます。

年 月 日

郵 便 番 号 (本 社) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(印鑑証明書印を押印)

注 本社・本店(申請者)が、印鑑証明されたもの以外の印鑑を使用される場合に押印してください。 ただし、印影の変形しやすいものは除きます。

様式第6号

経 営 事 項

本社又は本店名

- 1. 経営状況(財務諸表等と整合させて記入してください。)
 - (1) 自己資本の額

	区		分		直前決算期	剰余(欠損)	金処分
払	込	資	本	金	千円①	_	
準		備		金	千円②		千円④
積		立.		金	千円③		千円⑤
繰走	或 金	(繰越	欠損	員)	_		千円⑥
		合		計	(1+2+3+4+5	+6)	

(2) 売上高

直前第2年度分(A)	直前第1年度分(B)	年間平均額
		(A+B)/2
 千円	千円	千円

(3) 経営比率

流動資産の額(A)	流動負債の額(B)	流動比率
		A/B×100
千円	千 円	%

2. 森林整備作業実績(過去2年間)

年 度	面積	請負金額	備考
過去2年度目	ha	千円	令和2年度
過去1年度目	ha	千円	令和3年度

- 注 1 様式第7号「森林整備作業実績一覧」から転記してください。
 - 2 実績がない場合は、「0」と記載してください。

様式第7号

森林整備作業実績一覧

本社又は本店名

年度	発注機関	元請・下請 区 分	作業名	作業場所	面積	作業内容	請負金額	契約 年月日
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
計								

- 注 1 申請日の属する年度の前2年度分(令和2年度、令和3年度)の森林整備作業に関する実績を年度別 に記入する。
 - 2 発注機関は、国、県、市町、公社、個人等を記入する。(下請を含む)
 - 3 下請にあっては、「発注機関」欄に元請負者名を記載するとともに県等の発注機関名を、()で記入する。
 - 4 欄が不足するときは、別葉とする。
 - 5 実績がない場合は、「作業名」欄に「なし」と記入する。
 - 6 面積は、ha止め、請負金額は、千円止めとし、端数は、いずれも切り捨てる。
 - 7 作業内容は、森林整備に関する内容を記入する。

様式第8号

従 事 職 員 名 簿

本社又は本店名

					技術職員	(申請要	領2の(2)関	月係)			業経験(申	労安法に基づく
区分	氏名	年齢	1	2	3	4	5		6	7	(3))	ー く安全衛生 教育(伐木
			林業普及 指導員等		林業作業士等	林業技士	最終学歴	卒業 年度	実務経験 年数	林業就業 参入研修	森林整備作 業従事経験 年数	等の業務特 別教育修了 者) >
技術職員												
小計												
作業職員												
小計												
計												

- 注 1 技術職員は、申請要領 2の(2)に掲げる者をいい、作業職員の欄に重複しては記載しない。
 - 2 技術職員欄は該当する項目に〇印を記入する。2つ以上の資格を有するときは、そのうち主な1つの 資格欄に記入する。
 - 3 ⑤、⑥に該当する技術職員は、森林整備従事経験年数欄にその実務経験年数を記入する。
 - 4 作業職員は、従事職員のうち技術職員以外の者をいい、技術職員の欄に重複しては記載しない。

長崎県告示第793号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道 路 線 名 佐々鹿町江迎線 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考	
佐世保市小佐々町西川内164番1地先から	前	18.7~20.4	6. 3		
佐世保市小佐々町西川内164番1地先まで	後	18.7~20.4	6. 3		

長崎県告示第794号

る。

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

令和4年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道 路 線 名 佐々鹿町江迎線 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考	
佐世保市小佐々町西川内164番1地先から	前	16.3~30.5	57. 3		
佐世保市小佐々町西川内164番1地先まで	後	16.7~31.0	57. 3		

長崎県告示第795号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県五島振興局上五島支所建設部に 備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
上五(若松)-(急)-021	新上五島町荒川郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の 図面において
上五(若松)-(急)-022	新上五島町荒川郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	表示
上五(若松)-(急)-026	新上五島町荒川郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

上五(若松)-(急)-058	新上五島町荒川郷	急傾斜の崩壊 	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-059	新上五島町荒川郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-060	新上五島町荒川郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-071	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-071-2	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-071-4	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-111	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-118	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-118-2	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-119	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-134	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-135	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-138	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-139	新上五島町宿ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-242	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-242-2	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-242-3	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-242-4	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-243-2	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-251	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-266	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-277	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

上五(若松)-(急)-290	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-293	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-294-2	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-300-2	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-312	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-312-2	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-313	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-313-2	新上五島町若松郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-334	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-362	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-364	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-364-2	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-370	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-380	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-383	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-384	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-387	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-412	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-432	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-444	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-446	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-455	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

上五(若松)-(急)-456	新上五島町間伏郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-464	新上五島町榊ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-486-2	新上五島町榊ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-499	新上五島町榊ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-514	新上五島町榊ノ浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-03	新上五島町漁生浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-03-2	新上五島町漁生浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-04	新上五島町漁生浦郷	急傾斜の崩壊	警戒区域
上五(若松)-(急)-598	新上五島町日島郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-602	新上五島町日島郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(急)-608	新上五島町有福郷	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-040	新上五島町宿ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-041	新上五島町宿ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-251	新上五島町宿ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-252	新上五島町宿ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-022	新上五島町若松郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-044	新上五島町若松郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-054	新上五島町若松郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-068	新上五島町若松郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-069	新上五島町若松郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-253	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-254	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長

上五(若松)-(土)-007	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-010	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-255	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-090	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-091	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-092	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-100	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-107	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-147	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-158	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-167	新上五島町間伏郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-031	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-033	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-191	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-197	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-205	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-208	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-212	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-222	新上五島町榊ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-020	新上五島町西神ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-030	新上五島町西神ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域
上五(若松)-(土)-055	新上五島町西神ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域

上五(若松)-(土)-055-2	新上五島町西神ノ浦郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域	
上五(若松)-(土)-256	新上五島町日島郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域	
上五(若松)-(土)-257	新上五島町日島郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域	
上五(若松)-(土)-043	新上五島町有福郷	土石流	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第796号

証紙売りさばき人の指定(昭和41年長崎県告示第752号)の一部を次のように改正し、令和4年12月13日から 適用する。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名		NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1~	1~30の2 略					1~	30の2 略			
30 Ø 3	株式会社ドラゴン 代表取締役 牧山 <u>重光</u>	大村市森園 町1537番地 <u>2</u>		大村市		30 Ø 3	削除			
300	30の 4~84 略					300	4~84 略			

公 告

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
諫早市森山町唐比東(一部)			令和 4 年12月2 令和 5 年 3 月2	

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量(4級基準点測量、用地測量(路線測量、復元測量、境界点間測量))を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 4 年12月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間	
佐世保市宮津町			令和4年12月20日から 令和5年2月22日まで	

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第50号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習(以下「講習」という。)を実施するので、確認事務の委託に関する事務取扱規則(令和4年長崎県公安委員会規則第14号)第10条の規定に基づき、次のように公示する。

令和 4 年12月20日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 1 実施期日
 - (1) 講習

令和5年2月8日(水)及び同月9日(木)の午前9時から午後5時10分までの間

(2) 修了考查

令和5年2月24日(金)午前9時30分から午前10時30分までの間

- 2 実施場所
 - (1) 講習

長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階 第3会議室

(2) 修了考查

長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階 第3会議室

3 受講定員

5人

- 4 受講手続に関する事項
 - (1) 受講申込みの受付期間

令和5年1月12日(木)から同月26日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、受講申込みの受付は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(2) 提出書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「申込書」という。) 1通

- イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもの) 1葉
- ウ 講習手数料20,000円(受講申込みの際に長崎県収入証紙により納付すること。なお、受講申込みの受付後は、手数料は返還しない。)
- (3) 申込書の配布場所、提出先及び提出方法
 - ア 配布場所

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室(所在地は5億)参照)又は長崎県内の各警察署の交通課若 しくは地域交通課

イ 提出先

前記アに同じ。

ウ 提出方法

申込書に必要事項を記載し、受講者本人が申し込むこと。ただし、郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が申し込む場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(4) 申込み時の受講者確認

受講者本人確認のため、運転免許証又は写真付き身分証明書を持参すること。

なお、代理人が申し込む場合は、受講者本人の運転免許証又は写真付き身分証明書の写しを持参すること。

- 5 その他
 - (1) 講習の受付時間は、両日とも午前8時30分から午前8時50分までとする。
 - (2) 修了考査の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。
 - (3) 修了考査の終了後、合格発表及び合格者に対する駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を行う。
 - (4) 法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定の申請を希望する者は、下記(6)の問合せ先に問い合わせるこ
 - (5) 講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
 - (6) 問合せ先

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

電話 095-820-0110 内線 5261~5265 (平日午前9時から午後5時45分までの間)

五島海区漁業調整委員会指示

令和4年五島海区漁業調整委員会指示第3号

五島海区におけるイカナゴ (カナギ) 撒餌釣漁業について、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第120条第1項の 規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年12月20日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

1 指示の内容

次の区域においてはイカナゴ (カナギ) 撒餌釣漁業を行ってはならない。

- (1) 五島海区(長崎県五島市及び南松浦郡の地先海面)内における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線によって囲まれた区域。
- (2) 次のイ、ロ、ハ、二の各点を順次結んで、イに至る各直線によって囲まれた区域。
 - (基点) 1. 五島市伊福貴町津婦羅島池尻鼻
 - 2. 五島市伊福貴町二子島西端
 - 3. 五島市平蔵町多々良島赤バエ鼻
 - (点) イ. 1から242度4,500メートルのところ
 - ロ. 1から230度4,600メートルのところ
 - ハ. 2から260度3,600メートルのところ
 - ニ. 3から105度2,800メートルのところ
- (3) 次のイ、ロ、ハの各点を順次結んで、イに至る各直線によって囲まれた区域。
 - (基点) 1. 五島市赤島町大板部島大浦鼻
 - 2. 五島市富江町黒島カレホコ鼻
 - (点) イ、1から317度3、100メートルのところ
 - ロ. 1から293度2,800メートルのところ
 - ハ. 2から 88度3,100メートルのところ
- (4) 北緯32度50.60分 東経128度37.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (5) 北緯32度51.70分 東経128度39.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (6) 北緯32度50.90分 東経128度39.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (7) 北緯32度54.15分 東経128度38.07分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (8) 北緯32度51.81分 東経128度35.10分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (9) 北緯32度46.20分 東経128度27.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (10) 北緯32度35.70分 東経128度33.87分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。

- (11) 北緯32度 3.60分 東経128度26.07分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (12) 北緯31度56.21分 東経128度19.87分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (13) 北緯32度14.80分 東経128度 6.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- 2 指示の期間

令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

参考

西曽根	漁場名	漁場の位置	区域
畑曽根 北緯32度 3.60分 東経128度26.07分 新曽根(男女群島) 北緯31度56.21分 東経128度19.87分 鳥島 北緯32度14.80分 東経128度 6.37分	西曽根 新曽根 (五島西) 上曽根 クンサン曽根 ヒギレ曽根 嵯峨曽根 大瀬曽根 畑曽根 新曽根 (男女群島)	北緯32度50.60分 東経128度37.37分 北緯32度51.70分 東経128度39.37分 北緯32度50.90分 東経128度39.37分 北緯32度54.15分 東経128度38.07分 北緯32度51.81分 東経128度35.10分 北緯32度46.20分 東経128度27.37分 北緯32度35.70分 東経128度33.87分 北緯32度 3.60分 東経128度26.07分 北緯31度56.21分 東経128度19.87分	左記の位置から半径2,000メートル以内

対馬海区漁業調整委員会指示

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第3号

対馬海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和5年1月1日から施行する。

令和 4 年12月20日

対馬海区漁業調整委員会 会長 部原 政夫

- 1 まき餌の使用量の制限
 - 遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
- 2 釣獲量の制限

遊漁者がまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10 キログラム以内とする。

3 時期及び時間の制限

遊漁者は、12月1日から3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではまき餌を使用する釣りを 行ってはならない。

4 遊漁船業者の周知

遊漁船業者は、当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、1、2及び3の規定を書面により周知しなければならない。

5 指示期間

指示期間は、施行日から3年間とする。

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第4号

あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年12月20日

対馬海区漁業調整委員会 会長 部原 政夫

1 あみ等のまき餌釣りに係る遊漁案内行為の禁止等 対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等 の漁場での釣りに係る遊漁案内行為(以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。)を令和5年3月1日から令和8年2月28日まで禁止する。ただし、対馬海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上の支障がないとして承認した船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合は、この限りでない。

2 承認申請者

前項ただし書に規定する承認(以下「承認」という。)申請は、まき餌釣遊漁案内行為のために使用される 船舶を使用する遊漁船業者が行うものとし、船舶ごとに別記1に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要 領に基づき、委員会の承認を受けなければならない。

- 3 承認の対象となる船舶
 - (1) 第1号に規定する海域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合と対馬地区漁場利用協定(以下「漁場利用協定」という。)を締結した団体の構成員が使用する船舶
 - (2) 前項の漁場利用協定と同等の内容のまき餌釣遊漁案内行為の規制を遵守する旨、委員会に対し誓約した者の使用する船舶
- 4 承認証の交付

委員会は、承認をしたときは、別記2に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認証(以下「承認証」という。)を 承認申請者に交付する。

5 承認証の備付義務

承認を受けた者は、承認船舶を使用して対馬海区における共同漁業権の区域において、まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

6 遵守事項

承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
- (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
- (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。
- 7 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。

8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

9 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年2月28日までとする。

別記1

まき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第4号に基づく、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為(以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。)の承認に関する事務の取扱等を以下のとおり定める。

第1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、対馬海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

第2 承認の申請

まき餌釣遊漁案内行為の承認の申請をしようとする者は、まき餌釣遊漁案内行為承認申請書(様式第1号) に誓約書(様式第2号)を添えて、対馬海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

なお、対馬海区における共同漁業権の区域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合との対馬地区漁場利用協定を締結した団体の構成員が使用する船舶については、当該団体の長が、様式第3号により申請ができる。

第3 承認をしない者

前項の規定にかかわらず委員会により承認を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者は承認を

しない。

第4 承認申請の提出期限

- (1) 承認を受けようとする者は、原則として令和5年2月15日までに、必要な書類を委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。
- (2) (1)の提出期限までに、やむを得ない事情により提出ができなかった者は、当該行為の開始前15日前までに 提出を行うものとする。

第5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、まき餌釣遊漁案内行為承認証(以下「承認証」という。)を亡失、又はき損したときは、まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書(様式第4号)を速やかに事務局に提出しなければならない。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、返納届(様式第5号)により速やかに事務局に返納しなければならない。

第7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第120条第11項の規定に基づく長崎県知事の命令に違反した場合は、当該承認を取り消す。

別記2

対海委第

まき餌釣遊漁案内行為承認証

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

1 まき餌釣遊漁案内行為の期間

年月日から 年月日まで

2 まき餌釣遊漁案内行為の区域

対馬海区の共同漁業権の区域

- 3 遊漁船業者登録番号
- 4 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号
 - (3) 総トン数
- 5 遵守しなければならない事項
 - (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
 - (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
 - (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。
 - (4) まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

上記のとおり承認する。

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会

会 長

様式第1号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 まき餌釣遊漁案内行為の期間
- 2 游漁船業者登録番号
- 3 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号
 - (3) 総トン数
- 4 添付書類
 - ・誓約書(様式第2号)

備考:用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等 の漁場での釣りに係る遊漁案内行為を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませません。
- 2 まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしません。
- 3 まぐろ養殖漁場付近で、人命救助等緊急を要する場合を除き、サーチライトを使用しません。なお、緊急 で使用する場合は、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行います。
- 4 当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、次の(1)~(3)に記載する対馬海区漁業調整委員会指示事項を必ず周知します。
 - (1) 遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
 - (2) 遊漁者があみ等のまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
 - (3) 遊漁者は、12月1日から3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではあみ等のまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 5 共同漁業権を有する地元漁業協同組合とのトラブル防止に努めます。

備考:用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第3号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 団体名(名称及び代表者の氏名)

印

下記の会員について、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、申請します。

記

ま	き餌釣遊漁案	遊漁船業者	住所	氏名	船名	漁船登録番号又	総トン数
内	行為の期間	登録番号				は船舶検査済票	
						の番号	

備考:氏名を記入する場合、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考:用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第4号

まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号

2 承認年月日 年 月 日

3 亡失(き損)の理由

備考:用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第5号

返 納 届

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証を返納します。

記

1 承認番号

2 承認年月日 年 月 日

3 返納の理由

備考:用紙は、日本工業規格A4とする。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 昆崎市樺島町八番十二号 株式

十二号 株式会社クイックプリント